

新公益法人会計への移行に関する事項

この度、平成20年4月1日開始の新公益法人会計について、次の事が考えられます。

- 1) 従来の会計システムが収支計算書だけの“単式簿記”から監査可能な“複式簿記”への移行となったこと。
* お金が何処から来て何処へ行ったかがわかります。
- 2) 従来の現預金会計中心の“現金主義会計”から、期間帰属を重視した“発生主義会計”へ移行し、法人全体を見渡し出来る会計システムになったこと。
* 例えば3月分の売上げが5月に入金になると、3月に未収金として売り上げに計上します。3月分の薬の仕入れを4月に業者に支払った場合3月に未払金として計上します。入金・支払の月計上から売上げ・仕入れの月計上となります。
- 3) 従来の監事による“内部監査”にあわせて、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家による“外部監査”もすることが望ましくなったこと。
- 4) 従来の事業計画の予算執行会計より、企業会計を導入して、効率性・効果性・経済性等を重視することとなったこと。
- 5) 従来の事業計画の伴う収支予算の実行が重視されてきたが、これからは、自己責任による“財政状態・支払能力”（どれだけの資産・負債があるか＝言い換えれば倒産・破産しない財政力）が重視されるようになったこと。
- 6) 公益法人の公益性（非課税の恩恵がある）により、誰にでも“情報公開”し、内容を説明しなければならなくなったこと。
- 7) 誤謬経理を早期に発見できる会計システムが必要となったこと。

上記の理由により次の財務諸表の作成が義務づけられました。

イ 貸借対照表

ロ 正味財産増減計算書（フロー式）

ハ 財産目録

* 従来の収支計算書は財務諸表より除かれました。

次に、財務諸表に次の注記事項を記載しなければならなくなりました。

イ 重要な会計方針の注記＝減価償却の方法・たな卸資産の評価方法・リース取引の処理方法・消費税の会計処理方法等

ロ 重要な会計方針の変更の注記

ハ 総括表の充実

以上により、今後新公益法人会計へ移行するために必要なことは下記のとおりです。

- 1) 社団法人小郡三井医師会の経理規程を新公益会計システムに合致した経理規程に改訂する必要があります。

※例えば、基本財産・特定資産（目的別積立金等）・その他の固定資産等の区分
※勘定科目の見直し、規程の策定（流動資産・固定資産・流動負債・固定負債・
純資産の部・収入・支出・減価償却・たな卸資産等）

- 2) 単式簿記会計処理方法より、複式簿記会計処理方法へと変更して頂きます。担当者
に複式簿記会計処理方法を身につけて頂きます。

※会計処理につきましては、次の理由により会計ソフト導入をお薦めいたします。

- イ 今回の公益法人制度改正で、社団法人小郡三井医師会は、“公益社団法人”または
“一般社団法人”の選択をしなければなりません。そこで新公益会計法人システ
ムに合致した会計ソフト導入することにより、“公益社団法人”と承認されやすくな
ります。
- ロ 従来の手書きの財務諸表より、新公益会計法人システムの全てに合致した、複式
簿記機能・切り返し仕訳機能等（資金会計）を搭載した会計ソフトの導入をお薦
めします。
- ハ 従来の手書きの総勘定元帳・試算表より、即時性・一覧性・保存性・検証可能性
のある会計ソフトをお薦めします。

以上のことにより下記のことを御提案します。

- イ T K C会計ソフトは、全国7000人の公認会計士・税理士が共同設立したソフ
ト会社で、公認会計士・税理士を通してだけしか会計ソフトを販売（又はリース）
しません。公認会計士・税理士が“外部監査”した会計情報だけしかコンピュー
ター処理しないシステムになっているので、専門家による指導を受けることが出
来、試算表・決算書が精度の高い、信頼性の高いものとなります。
- ロ 今回の新公益法人T K C会計ソフトはリース形式を採用していますので、会計制
度・法律の改定にも即時に対応し、責任をもってバージョンアップいたします。
- ハ 新公益法人T K C会計ソフトは、国によりシステム監査をうけています。会計伝
票を“誤記”により訂正する場合には、勝手に遡って訂正は出来ません。正当な
訂正理由をつけて、“訂正伝票”を起票し“訂正履歴”（検証可能性）として残り
ます。
- ニ 毎月1回会計データを“フラッシュメモリー”にて、税理士が持ち帰りT K C
会計センターに伝送して、貸借対照表・正味財産増減計算書・収支計算書がアウ
トプットされます。万が一コンピューターが故障しても、会計センターに会計情
報が12年間保存されていますので、即座に決算書・元帳等がバックアップでき
ます。
- ホ 導入時、コンピューター立ち上げ費用（1回きり）220,500円かかり、また、毎月ソフトレンタル代月13,650円・税理士の外部監査費用毎月15,750円（計算料を含む）がかかります。

- へ 毎月1回税理士が外部監査にうかがいます。
- ト 決算報告書の注記事項・総勘定元帳も税理士が責任をもって対応します。

社団法人 小郡三井医師会
会長 丸 山 泉 様

平成19年11月6日

小郡市小郡1676-1
税理士 藤 井 繁